

分区	<p style="text-align: center;">建てられる構築物 (静岡県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例)</p>
商港区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(危険物置場及び貯油施設を除く。)</li> <li>(2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他運輸又は貿易関係事業を営む者の事業所</li> <li>(3) 銀行業又は保険業を営む者の事務所</li> <li>(4) 会議場施設、展示施設、研修施設その他これらに類する共同利用施設</li> <li>(5) (2)から(4)までに掲げる施設において行う業務に従事する者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設</li> <li>(6) 官公署の施設</li> <li>(7) 旅館、ホテル、物品販売業を営む店舗及び飲食店で知事の許可を受けたもの</li> </ul>
特殊物資港区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設</li> <li>(2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他運輸又は貿易関係事業を営む者の事業所</li> <li>(3) 官公署の施設</li> </ul>
工業港区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設</li> <li>(2) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設</li> <li>(3) 海洋に関する研究施設</li> <li>(4) (2)及び(3)に掲げる施設において行う業務に従事する者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設</li> <li>(5) 官公署の施設</li> <li>(6) 物品販売業を営む店舗及び飲食店で知事の許可を受けたもの</li> </ul>
漁港区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第2条第5項第2号から第5号まで及び第9号から第10号の2までに掲げる港湾施設</li> <li>(2) 漁船のための燃料補給施設、給水施設及び給氷施設</li> <li>(3) 漁船の修理施設、造船施設及びその附帯施設</li> <li>(4) 漁舎、魚干し場その他水産物の処理に必要な施設</li> <li>(5) 倉庫、冷蔵倉庫その他水産物の保管に必要な施設</li> <li>(6) 製氷工場及び冷凍工場その他水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設</li> <li>(7) 網干し場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設</li> <li>(8) 漁船乗組員又は漁業関係従事者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設</li> <li>(9) 漁業会社、漁業組合その他漁業関係の団体又は業者の事務所</li> <li>(10) 官公署の施設</li> <li>(11) 物品販売業を営む店舗及び飲食店で知事の許可を受けたもの</li> </ul>
保安港区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第2条第5項第2号から第6号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設</li> <li>(2) 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設</li> <li>(3) 消火施設その他の危険防止施設</li> <li>(4) 給油業者又は危険物を取り扱う業者の事務所</li> <li>(5) 官公署の施設</li> </ul>
マリーナ港区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号、第8号の2、第9号、第9号の2(当該港区で発生する廃棄物を処理するための施設に限る。 )及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設</li> <li>(2) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶(以下「レクリエーション用船舶」という。 )のための用具倉庫及び船舶上架施設</li> <li>(3) レクリエーション用船舶の利用者のための集会所、クラブ事務所、スポーツ又はレクリエーション施設その他これらに類する施設</li> <li>(4) 官公署の施設</li> <li>(5) 旅館、ホテル、物品販売業を営む店舗及び飲食店</li> </ul>
修景厚生港区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号、第8号の2、第9号、第9号の2(当該港区で発生する廃棄物を処理するための施設に限る。 )、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設</li> <li>(2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他運輸又は貿易関係事業を営む者の事業所</li> <li>(3) 会議場施設、展示施設、研修施設その他これらに類する共同利用施設</li> <li>(4) 図書館、博物館、水族館及び展望施設</li> <li>(5) 港湾関係者のためのスポーツ又はレクリエーション施設</li> <li>(6) 官公署の施設</li> <li>(7) 旅館、ホテル、物品販売業を営む店舗及び飲食店</li> </ul>

港湾法第2条5項

- 二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
- 三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、物揚場及び船揚場
- 四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁りよう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
- 五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設
- 六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋
- 七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
- 八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設
- 八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設(第十三号に掲げる施設を除く。)、船舶修理施設並びに船舶保管施設
- 九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
- 九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設(第十三号に掲げる施設を除く。)
- 九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
- 十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設
- 十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設(第十四号に掲げる施設を除く。)
- 十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設

その他規制

港湾法

第三十八条の二 臨港地区内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に係る工事の開始の日の六十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を港湾管理者に届け出なければならない。但し、第三十七条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る行為をしようとするとき、又は同条第三項に掲げる者が同項の規定による港湾管理者との協議の調つた行為をしようとするときは、この限りでない。

- 一 水域施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良
- 二 次号に規定する工場等の敷地内の廃棄物処理施設(もつぱら当該工場等において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。)以外の廃棄物処理施設で政令で定めるものの建設又は改良
- 三 工場又は事業場で、一の団地内における作業場の床面積の合計又は工場若しくは事業場の敷地面積が政令で定める面積以上であるもの(以下「工場等」という。)の新設又は増設
- 四 前三号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める施設の建設又は改良

港湾法施行令

(臨港地区内における行為の届出等)

第十五条の二 法第三十八条の二第一項第二号の政令で定める廃棄物処理施設は、工場又は事業場の敷地内の廃棄物処理施設(専ら当該工場又は事業場において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。)以外の廃棄物処理施設であつて、港湾管理者が指定する廃棄物処理施設の種類ごとにその指定する数量以上の数量の廃棄物を処理することができるものとする。

(昭四九政二六五・追加、平一一政三三六・一部改正)

第十五条の三 法第三十八条の二第一項第三号の政令で定める面積は、床面積の合計にあつては二千五百平方メートル、敷地面積にあつては五千平方メートルとする。

(昭四九政二六五・追加)

第十五条の四 法第三十八条の二第一項第四号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 爆発物その他の国土交通省令で定める危険物のうち港湾管理者が指定する危険物を取り扱うための施設
- 二 揚水施設(揚水機の吐出口の断面積の合計を大きくし、又はストレーナーの位置を浅くすることにより揚水施設となるものを含む。)